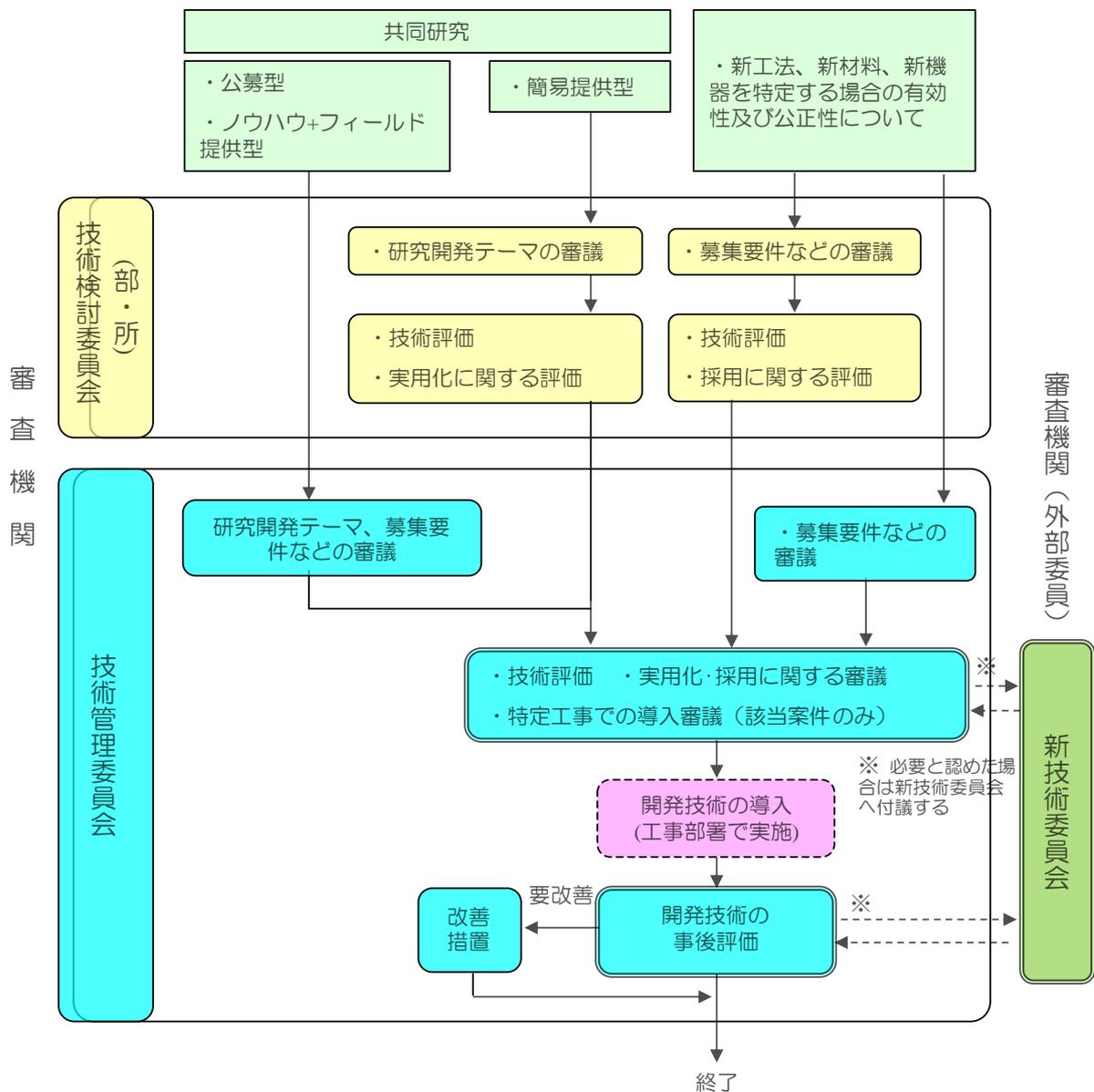


開発技術等の審査

研究開発した技術及び新工法・新材料・新機器(以下、開発技術等)の導入にあたっては、外部委員による評価や事後評価を実施するなど、技術審査を適切に実施します。

(1) 開発技術等の審査の流れ

- ・ 開発技術等の評価並びに当局が施行する工事における開発技術等を特定する場合の有効性及び公正性について、技術管理委員会及び技術検討委員会で審議します。
- ・ 技術管理委員会において必要と認めた場合は新技術委員会へ付議します。
- ・ 実用化した開発技術等については事後評価を実施し、必要な改善を進めます。



開発技術等の審査の流れ

(2) 技術管理委員会、技術検討委員会、新技術委員会

【技術管理委員会】

- ・共同研究や新工法・新材料・新機器の有効性・公正性に関する審査など、下水道技術に関する調査及び審議を実施します。
- ・技術管理委員会の調査及び審議を補佐するため、幹事会並びに企画部会及び専門部会を設置しています。

【技術検討委員会】

- ・簡易提供型共同研究の審議及び新工法・新材料・新機器の有効性・公正性に関する審査を実施します。

【新技術委員会】

- ・学識経験者などの外部委員で構成され、技術管理委員会から付議された事項を客観的な立場から審査します。
- ・新技術委員会に付議される事項は、第三者の評価を必要とする新工法・新材料・新機器の有効性・公正性に関する審査、当局の開発技術に対する意見、助言などです。